

廃棄物海洋投入処分許可申請書

平成 30 年 5 月 29 日

環境大臣 中川 雅治 殿

申請者

住 所 京都府与謝郡伊根町字日出 651

氏 名 伊根町長 吉本 秀樹

（法人にあつては名称及び代表者の氏名並びに住所）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 ~~第10条の6第1項~~ ~~第18条の2第1項~~ の規定により、~~船舶~~ ~~海洋施設~~ からの  
 廃棄物海洋投入処分の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

△海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類	一般水底土砂：本庄漁港の港内浚渫によって発生する水底土砂で、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 10 条第 2 項第 5 号口の政令で定める基準に適合するもの。（詳細は別紙-1 のとおり）	
※許可の年月日	年 月 日	
※許可番号		
△廃棄物の海洋投入処分に関する実施計画に係る事項	廃棄物の海洋投入処分をしようとする期間	2018 年 7 月 6 日～2018 年 10 月 31 日
	海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	17,100m <sup>3</sup>
	単位期間において海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	2018 年 7 月 6 日～2018 年 10 月 31 日 17,100m <sup>3</sup>
	廃棄物の排出海域	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成 17 年環境省令第 28 号）第 6 条第 1 項に規定する IV 海域のうち、以下の点を中心にした半径 100m の円に囲まれた範囲内の海域 北緯 35° 45' 28.8" 東経 135° 17' 6" （詳細は別紙-2 のとおり）
	廃棄物の排出方法	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成 17 年環境省令第 28 号）第 6 条第 1 項に規定する排出方法で実施する。航行中に排出しない。 （詳細は別紙-3 のとおり）
△廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する計画に係る事項	監視の方法	別紙-4 のとおり
	監視の頻度	別紙-4 のとおり
備考	1 ※の欄は記載しないこと。 2 △の欄にその記載事項のすべてを記載できないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。	

(日本工業規格 環境省 水気環境局 水環境課)

